

〔博士論文要旨〕

会計制度のダイナミズム

伊藤邦雄

1 本論文の目的と背景

わが国の会計制度は「トライアングル体制」とよく呼ばれる。わが国の外部公表会計制度は商法、証券取引法、税法の3つの法規制の密接な連携によって形作られているからである。これらのうち証券取引法会計は実質的には企業会計原則を基礎としてきた。こうした連携構造は、会計制度の「日本型構造」ともいえる。

本論文の分析対象である商法会計と証券取引法会計の関係についていえば、わが国の会計制度構築の歴史は、商法と企業会計原則との相克と調整の歴史だったといえる。そして、1974年に実質的一元化が図られた。それから20年が過ぎたいま、日本の会計制度、そして日本型構造がかつてないほど揺れている。構造そのものの適否がまさに問われているのである。

その原因はさまざまであるが、国際会計基準（IAS）の進展はもっとも大きな環境変化の一つである。IASによって、かつてなかった「会計システム間競争」と呼べるような現象が起こることも予想される。IASへの日本の対応次第では、こうした「競争」から取り残されかねない。新しい金融商品などのオフバランス項目の増大も重要な環境変化であろう。

本論文のねらいは、環境変化に伴うわが国のトライアングル体制の揺らぎに対応し、商法会計と企業会計原則（証券取引法会計）ないし「一般に認められた会計原則」（GAAP）との関係性に焦点を絞り、歴史的考察を踏まえながら21世紀に向けてわが国の会計制度の構造をどのようにデザインし変革したらよいかという課題に対する筆者なりの考察と提言を行うことにある。

本論文では、記述的（実証的）アプローチと規範的アプローチを併用している。

具体的には、会計制度をデザインするための筆者なりの分析の枠組みと道具立てを提示し、実証的裏づけを収集しながら、トライアングル体制に代わる新たな制度の基本的方向を指し示している。

とりわけ独断に陥るのを回避するために、わが国の会計制度にもっとも大きな影響を与え、かつ圧倒的にさまざまな会計現象が各国に先駆けて起こってきたアメリカの会計制度に「準拠枠」を求め、その過去・現在・将来に光を当てた。過去・現在に対しては記述的(実証的)アプローチを用い、将来に対しては「すでに起こった未来」ともいえる現象を手がかりに規範的視点(ただし部分的に記述的アプローチも併用)から接近を試みた。

アメリカの会計制度は、わが国とは「似て非なる」制度構造をとっている。わが国のトライアングル体制を抜本的に見直すには、わが国と同様の制度構造をとっている国よりも、「似ていない例(あるいは似て非なる例)」からのほうが変革のヒントを得られるであろう。さらに、最近のわが国の商法改正ではアメリカ会社法が参考とされるケースが増えてきている点も、アメリカを考察の対象とした理由でもある。

2 分析スタイルと仮説

本論文での分析のコア・コンセプトともなっているのが、「ダイナミズム」である。いくら周到に設計された会計制度も環境変化と不適合を起こし、そのダイナミズムを失ったとき、その制度は硬直化する。わが国の会計制度はいまそのダイナミズムを失いつつある。その意味で危機に直面している。これが筆者の問題意識である。

なお、本論文でいう「ダイナミズム」とは、会計制度を構成するいくつかの要素——会社法や会計原則のみならず、後に述べるS軸、D軸、A軸、パターン、プロセス——の間の相互作用(interaction)や相互連携(interlinkage)、およびそうした要素の時系列での変化の速さ(speed)や大きさ(radicalness)や方向性(direction)から構成されるコンセプトである。

本論文の目的は、会計制度のもつ3つのタイプのダイナミズムを描写することである。全体を3つの部に分け、各部でダイナミズムの特徴を明らかにする。

第I部では、アメリカの会社法配当計算規定に焦点を当て、その史的展開のダイナミズムを探る。分析の枠組みないしポジショニングの舞台は、「SDA空間」と

筆者が名づける分析空間である。ここに SDA 空間とは、配当計算規定を支える 3 つの基軸からなる 3 次元空間を意味する。

そうした基軸の第 1 は、債権者や株主を含む利害関係者 (Stakeholders) の保護という軸 (S 軸) である。第 2 は、そうした保護を実現するために配当 (Dividends or Distributions) 規制にあたっていかなるアプローチをとるかという軸 (D 軸) である。第 3 は、配当規制を支える「資本と利益の区別」に代表される会計 (Accounting) 上の軸 (A 軸) である。

主たる作業は、会社法計算規定を SDA 空間において時間軸という縦糸に沿ってポジショニングすることであるが、一方で各時代に存在した、多かれ少なかれ異なるいくつかの典型的な規定の特徴を探るといふ横糸の分析をも伴う。

分析に当たって設定したダイナミズムのパターン仮説は 3 つある。

第 1 は、会社法配当計算規定における S 軸、D 軸、A 軸がバランスを保ちながら連動して展開していき、いわば 3 次元空間を対角線を描くように基本的にリニアに移動していったという直線型仮説。第 2 は、時代に応じて S 軸、D 軸、A 軸のいずれか (または複数) がドライビング・フォースとなって他の軸を牽引し、したがって時系列的に斜め上方に向けて輪を描くようにして展開していったという螺旋型仮説。第 3 は、S 軸、D 軸、A 軸が相互にあまり関連をもたずに、前段階のポジションとは関係なくランダムに変化していったというジグザグ型仮説。

第 II 部では、第 I 部で考察した配当計算原理の内部に立ち入り、それを構成する各会計領域を考察する。第 I 部では、配当の上限額をどのように規制するかという、いわば総枠規制の構造に焦点を当てた。そこで、配当計算に直接影響する会計システムに検討を加えるというのが第 II 部のねらいである。この点で、第 I 部がストラクチャー分析だとすれば、第 II 部はコンテンツ分析という性格をもつ。

第 II 部で対象とする会計領域は、自己株式会計、企業結合会計、準更生会計、減資会計である。これらは、株式会社会計の中のとりわけ資本金会計あるいは株主持分の会計に属するものである。分析は、こうした各資本金会計領域で会社法と会計原則 (GAAP) が歴史的にどのような関係をもちながら展開してきたかに焦点が当てられる。つまり、第 II 部では会社法と会計原則の両方に目配りをし、両者の関係性ないし相互作用のパターンを描写する。

関係性を検証するにあたって設定したダイナミズム仮説は 4 つある。

第1は、会社法と会計原則の間には相互作用が起こらずに、それぞれが独自の環境条件下で独自の展開をしてパラレルな関係を維持するという無影響平行型仮説。第2は、相互作用はあるが、会社法と会計原則とは両者の調和点ないし共通点をあえて模索せずに、それぞれが独自の展開を遂げて互いに乖離するという相互影響乖離型仮説。第3は、両者の間には影響関係があり交錯はするけれども、もっぱら一方が他方に浸透していくという一方向影響融合型仮説。第4は、相互作用があり、一方が他方の影響を受けながら互いに接点ないし調和点を模索して融合していくという相互共振融合型仮説。

第II部では、これらの仮説を検証するとともに、会社法と会計原則との関係性の中で会社法が果たしてきた機能に2つのパターンがあり、また関係性の史的展開に2種類のプロセスがあることを提示し、かつ4つの各会計領域が大きな一本のダイナミックな流れの中でそれぞれ微妙に異なるコースをたどってきたことを明らかにする。

最終の第III部では、現代の会計制度の問題をわが国の実態を明示的に意識しながら考察する。第I・II部と第III部では分析のスタイルに2つの大きな差異がある。第1は対象とする時間軸の違いである。第I部と第II部が過去から現在までを対象とするのに対し、第III部は現在から将来を見据える。第2の差異は、第III部では現在から将来を照射するため、十分には実証的方法がとれないことである。「すでに起こった未来」についての記述から、いわば規範的に将来の会計制度の方向を提示することになる。

第III部では、「すでに起こった未来」の根底にあるパラダイムの変化を描写する。アメリカの会計制度の均衡が変容しつつあり、これまでとは別種の均衡に移行しつつあることが指摘される。さらに会計利益の性格が変容しつつあり、それと会社法の理念である債権者保護が連動することによる潜在的な危険性、会計原則のパラダイムと会社法のパラダイムの交錯と乖離のダイナミズムなどが検討される。そして、IASがわが国の会計制度の均衡に対していかなるインパクトを与えるかを分析しながら、会計制度のデザインにあたって新たな均衡概念が提示される。

3 螺旋型ダイナミズム

第I部での分析から明らかとなった第1の点は、配当規制の伝統的パラダイムで

ある。それは、資本維持原則によりながら利益剰余金基準を基本とし（D軸）、資本と利益の区別は維持しながらも、不変的・恒久的性格をもつ資本金と可変的性格をもつ利益剰余金との間に準不変的要素である資本剰余金という区分とコンセプトを創出し（A軸）、それらを通して債権者保護だけでなく他の利害関係者をも微妙に保護する（S軸）というものであったといえる。

しかしその後、こうした伝統的パラダイムはダイナミックに変化した。それまでの資本維持アプローチに代えて、あるいはそれと並列して財政状態アプローチを新たに導入したのである。そうした新たなアプローチは、1977年カリフォルニア法では、B/SリンケージとP/Lリンケージの選択的ダブル・リンケージ、1980年模範事業会社法（新MBCA）ではB/Sリンケージのみのシングル・リンケージという形をとった。新MBCAは従来の利益剰余金（留保利益）基準を放棄した点で、パラダイム・チェンジはカリフォルニア法よりも劇的に起こったといえる。

各仮説に対する検証結果は次のとおりである。アメリカの配当法すなわち会社法配当（分配）計算規定は、S軸、D軸、A軸のそれぞれが軌を一にして一直線に進化してきたのではないことは明らかである。この意味で、直線型仮説はあてはまらない。では、それぞれの軸がランダムに展開してきたかといえば、そうでは決していない。ときに、ある軸が他の軸と関連なしに変化することはあったとしても、後に他の軸がそれに連動する形で変化したこと、そしてSDA空間での移行が前段階ないし過去のS、D、A軸間での何らかの不均衡を解消しようとした試みの結果であることは史実に明らかである。したがってジグザグ型仮説の説明力は低いといわざるをえない。

結論は螺旋型仮説こそ、アメリカ配当規制のダイナミズムを説明することができるということである。つまり、S軸、D軸、A軸のいずれか（または複数の軸）の変化が他の軸を牽引するという形で、有機的かつインターラクティブに関連ないし連動しながら、3次元空間を螺旋型を描いてダイナミックに発展してきたのである。

歴史を通観してみると、配当規制の変遷を牽引してきたメイン・プレーヤー（牽引軸）は時代に応じて入れ替わってきたことが明らかである。要約して表現すれば、次のようになる。他の基軸に比べて進化の遅れるか、または他軸との結合の不十分な基軸（問題軸）が不均衡をもたらす。そこで、そうした不均衡を解消しようと次の段階で問題軸が進化を遂げる。しかし、そうした進化に他の軸が即応しないため、

新たな不均衡が生ずる。そこで次の段階では問題軸が入れ替わって牽引軸に転化し、問題軸の進化を誘発する。そして以後同じプロセスが続く。

要するに、SDA空間での配当規制の変遷は、S、D、A軸間での不均衡解消プロセスであり、牽引軸と問題軸の変転プロセスとして理解することができる。こうした不均衡解消への挑戦が配当規制のダイナミズムを生む原動力となってきたわけである。この点で、アメリカ配当規制の史的展開は、不均衡解消プロセスとしての螺旋型ダイナミズムとして特徴づけることができる。

4 共進化ダイナミズム

第II部での考察から、取り上げた4つの会計領域のいずれにおいても歴史のさまざまな段階で会社法計算規定と会計原則(GAAP)との間の影響が認められた。したがって無影響平行型仮説は棄却できる。

では、どのような影響ないし交錯があったのか、交錯のプロセスを通観してみると、そこには両者の史的交錯をめぐる2つのダイナミックなパターンがあることが発見される。

第1のパターンは、会社法が会計規定を立法化することによって、それが会計界に刺激を与え、それまで必ずしも確立されていなかった会計原則に対する関心が高まり、会計原則が形成されていくというパターンである。つまり、会社法が会計原則の輪郭を浮き彫りにするというものである。このパターンは、会社法の「会計原則誘発機能」と呼べる。

第2のパターンは、すでに会計原則が形成されている状況で、会社法がそれと対立する規定を設けることによって、それが会計界に波紋を投げかけ、会社法を意識しながら会計原則はどうあるべきかという形で会計原則が深掘りされ整備されていくというパターンである。このパターンは、会社法の「会計原則純化機能」と呼べる。

これら2つのパターンはいずれも会社法が会計原則(あるいは会計界)に与えた影響といえる。興味深いのは、その逆のプロセスも見いだされることである。上記の「誘発機能」にせよ「純化機能」にせよ、そうした形で会計原則が形成もしくは修正されるにしても、後に次のいずれかのプロセスによって会社法と会計原則とが調和点を模索しながら一元化に向けて融合していくのである。

そうした融合プロセスの第1は、新たに形成されたか、もしくは修正された会計原則を会社法が取り込むことによって調和ないし調整がはかられていくというものである。これは「取込融合プロセス」と呼べる。

第2は、会計原則と会社法の対立を、それぞれが変化することによって、それまでの会計原則とも会社法規定とも異なる調和的会計ルールに統合されていくというものである。これは「統合進化プロセス」と呼べる。

要するに、会計原則と会社法との関係は上記の2つのパターンと2つのプロセスが複合化された形で展開されてきたといえる。これを想定された仮説に照らしてみよう。まず相互影響乖離型仮説については、会社法と会計原則の間で相互作用はあったものの両者は乖離する方向ではなく、一元化に向けて融合していったことから説明力が低いといわざるを得ない。一方向影響融合型仮説は、会計原則と会社法が最終的には調和点に向けて収斂していったという点、会社法の「取込融合プロセス」と合致する点で説明力はあるようにみえる。ただ、会計原則と会社法との関係をめぐる展開は、先の2つのパターンと2つのプロセスの組み合わせによる4種類のコースをたどってきたことを考えると、この仮説はそのうちの一部しか説明していない。この点で、一方向影響融合型仮説には限界がある。

結論からいえば、相互共振融合型仮説がもっとも説明力が高い。上記の2つの機能パターンのいずれも会計原則が会社法に共振化したことを物語るし、また2つの融合プロセスのうち「取込融合プロセス」は逆に会社法が会計原則に共振化したことを意味し、「統合進化プロセス」は双方の共振化の結果としてインテグレーションが起こったとみられるからである。

さらに興味深いことは、各会計領域は次のようにそれぞれ異なるコースに沿って展開してきたことである。

自己株式会社会計：「会計原則純化パターン」—「統合進化プロセス」

企業結合会計：「会計原則誘発パターン」—「取込融合プロセス」

準更生会計：「会計原則純化パターン」—「取込融合プロセス」

減資会計：「会計原則誘発パターン」—「統合進化プロセス」

以上のように、一方が他方に影響を与えるという相互影響プロセスが共振化(synchronization)プロセスに転化してきた。いうまでもなく会社法と会計原則

はもちろん共通の機能を果たすという側面はあるものの、基本的にはそれぞれ異なった機能とミッションをもっているため、相互影響プロセスはそれ自体が必然的に共振化プロセスを導くわけではない。第2の相互影響乖離型仮説に従うプロセスをとることもあり得る。相互に影響し合いながらも、独自の機能とミッションに固執し、あえて差別化し棲み分けする道もある。もちろん制度の一元化に伴う利便性に伴うベネフィットがあるにしても、かりに会計原則と会社法との融合化がゼロサム的な「妥協」を強いるのであれば、むしろ両者は乖離という方向を選択するほうが効率的でもある。

しかし、これまでみてきたアメリカ会社法と会計原則との相互作用のプロセスは共振化というプロセスを歩んできた。そして、両プロセスを結びつけた媒介項ともいえるパラダイムが一元的融合化という基本的方向だったといつてよい。そして強調すべきは、そうした一元的融合化というパラダイムが双方に共振化というプロセスを生み、さらに両者にとっての調和点に向けて共に進化するという共進化ダイナミズム (coevolution dynamism) を生み出してきたことである。

これを別の角度から表現すると次のようになろう。従来ともすれば、会社法と会計原則との関係を対立的・競合的な文脈において捉える傾向が強かったが、第II部の分析からそうした「競合モデル」では説明できないことが明らかである。さらに「協調モデル」でも十分に説明できない。会計原則と会社法は単に一元的に融合すべく協調してきたのでもないからである。こうした従来のモデルとは異なる第3の説明モデルともいえる「共進化モデル」こそ、会計原則と会社法の関係をより良く説明できる。これが第II部の結論である。

5 弱均衡ダイナミズム

第II部で導いた融合的共進化ダイナミズムが今後も持続するための最低限の条件は2つある。第1は相互作用による共振である。第2は一元的な「均衡点」を追求した会計原則と配当規制の共振が、一方のミッションの希薄化ないし妥協を伴う犠牲を強いなないことである。第III部での分析の目的の1つは、こうした共進化パラダイムの必要条件に照らしてアメリカおよびわが国の主要な会計事象を検討し、それを基に日本の今後の効率的な会計制度をデザインすることにある。具体的に取上げた会計事象は、国際会計基準、連結配当計算原則、経済的影響理論に基づく

会計原則の設定、企業年金会計、会計政策と会社法・財務制限条項との関係である。

上記の2つの条件に照らして各会計事象を検証した結果、次のことが明らかとなった。それは、第1の条件は今後も十分に成立するものの、第2の条件は成立する可能性が低いことである。これは、「一元的解」としての会計利益によって会計原則と商法との均衡関係を作り出し、それによって両者の融和をはかるという従来の一元的融合型の共進化ダイナミズムを今後も維持することが困難であり、また効率적でもないことを示唆している。

では今後、わが国の会計制度をどのようにデザインしていったらよいのであろうか。それは、「強均衡パラダイム」(rigid equilibrium paradigm)に代えて「弱均衡パラダイム」(loose equilibrium paradigm)に基づいて会計制度をデザインすることである。強均衡型会計制度は会計固有の性格を商法にも持ち込むことになり、債権者に過大な負担とコストをかけることになりかねない。かといって、会計原則と商法を完全に分離するという非均衡型会計制度では、企業側の会計報告書の作成コストや監査の二重性によるモニタリング・コストが過大となってしまう、非効率性を生むことになる。

弱均衡型会計制度とは、会計原則と商法の「分離」と「連結」を両立させる制度ともいえる。いいかえれば、弱均衡パラダイムとは分離と連結の両立というパラドックスを解決する基本的思考である。そのねらいは、会計原則と商法配当計算規定をルースに連結することによって会計制度のネットワークを作り、会計原則と商法のそれぞれが自己のミッションを実現するために環境変化に伸縮的に対応できるように制度ダイナミズムを高めることにある。硬直的な会計制度はゼロサム・ゲーム的な変更しか行い得ないが、弱均衡型会計制度はそれを構成する系システムの一方の改良が他方の犠牲を生むのではなく、系システム間の相互作用によって互いの漸進的な進化をもたらすようなプラスサムの解決を可能とする。その意味で弱均衡型会計制度は制度効率性を備えているといえる。

弱均衡型制度を成立させるには2種類のアプローチがある。第1は二元的解アプローチ、第2は情動的配当規制アプローチである。

二元的解アプローチには具体的に3つのバリエーションがある。第1は、1977年カリフォルニア会社法の配当(厳密には分配)規制にみられるように、従来資本維持・留保利益基準と並んで財政状態基準を規定するという形の二元的な配当規

制である。ここで強調しておきたい点は、二元的配当規制アプローチを採用すると、第11章で述べた年金負債を配当規制に反映させる「負債アプローチ」を組み込むことが可能となることである。

第2のバリエーションは、会計利益を「二元的解」とし、「認識」と「実現」を切り離すアプローチである。これは第8章で論じたアプローチである。すなわち、会計上の利益計算では一定の有価証券を時価評価し、保有損益を利益に含めて包括的利益を計算する一方、配当可能利益の算定上は保有損益を未実現として除外して利益を計算するのである。これは、会計上と商法上の利益計算の分離と連結を両立させる手法といえる。

第3のバリエーションは、「実現」概念を二元化するアプローチである。これは第9章で論じたアプローチである。配当計算をもっぱら個別財務諸表に依拠させることによる利益分配機能の歪みを是正するためには、何らかの形で連結手続および連結利益を配当可能利益計算に反映させなければならない。それには、連結利益剰余金をベースとする方法と、親会社の個別財務諸表をベースとし、関係会社(子会社および関連会社)に持分法を適用する方法の2つがある。しかし、いずれも従来の商法の採用してきた実現概念からの大きな飛躍となる。そこで、第2のバリエーションのように認識と実現を切り離すのではなく、商法上の実現概念をある程度拡張する方法をとるのである。それによって、実現概念が会計上の実現概念と商法上の拡張された実現概念に二分化されるのである。

ところで、第2のバリエーションでも、そして第3のバリエーションでも、ともに二元化が単なる分離に終わることなく、一方で連結させる役割を担っているのが株主持分勘定としての資本剰余金(あるいは再評価剰余金)である。こうした資本剰余金は一種のクッションとしての利害調整機能を担っており、これは第I部および第II部で明らかにされた会社法の論理と符合する。

弱均衡型会計制度を成立させる第2のアプローチは情報的配当規制アプローチである。二元的解アプローチが基本的に財務諸表をベースとしているのに対し、情報的配当規制アプローチは補足開示をベースにしている点に特徴的な違いがある。これは、「財務諸表の不完全性」(incompleteness of financial statements)を認識したうえで、それを配当可能限度額の計算において克服しようという試みである。いいかえれば、現行の決定論的な会計測定によって損なわれる、将来事象のもつ確

率論的な多次元性を情報開示の視点から回復し、それを配当規制にも応用するわけである。このアプローチの必要性が象徴的に認識されたのは年金負債や費用の測定である。

以上のような弱均衡型会計制度を成立させる2つのアプローチは、ある副次的効果をもたらす。それは「相互浸透による境界除去効果」である。例えば、二元的解アプローチの第2バリエーションは原価主義と時価主義との境界が曖昧になるほどの相互浸透を促し、原価主義対時価主義という対立図式から会計制度を漸進的に解放することになる。また、弱均衡アプローチは「中核的利益」(core earnings)の座を包括的利益と実現利益のいずれが占めるかという「イス取りゲーム」からわれわれを解放してくれる。さらに、第3のバリエーションは個別利益と連結利益の相互浸透を促進し、両者の間の境界を従来よりも曖昧にすることになる。そして、情報的配当規制アプローチは、基本財務諸表と補足開示との境界を配当可能限度額の計算にあたって曖昧なものにする。

この点で、弱均衡パラダイムに基づく共進化とは、従来から二元的次元で論じられてきた会計上の諸概念を漸進的に一元的次元に統合するという機能を合わせもっているといえる。いいかえれば、弱均衡型会計制度は革命的ダイナミズムというよりは、むしろ漸進的ダイナミズムを内包した制度モデルとして特徴づけることができる。

本論文での考察を通じて、日米の会計制度の構造的輪郭にある大きな対照が存在することが明らかとなった。アメリカの会計制度は、それを構成するGAAP、会社法による規制、税法による規制が、前二者のリンケージは比較的強いものの、それぞれが自己のミッションに照らして各領域での最適性ないし効率性をはかることを優先し、各規制のルースな連携によって結果的に全体の効率性を間接的にはかるという部分効率性(最適性)に重点を置いてきた点に特徴がある。

それに対しわが国の構造は、全体効率性を部分効率性に優先してきたという点に特徴があるといえる。まず全体の構造的な整合性をはかり、そうした全体の枠組みの中で各規制の効率を追求する。そこでは「部分」は「全体」に規定される。ただ問題は、それが各規制の相互作用を生み、それが各規制の進化を促すという循環から、各規制間のいささか過度の相互依存と相互牽制作用を生み、それが各規制のダイナミックな変革を阻害するという好ましくない循環にシフトしてきていることに

ある。

こうした制度ダイナミズムの退化が、制度の自己変革力を阻害してきた。この点で、21世紀に向けて、わが国の会計制度はダイナミズムを回復する道を探らねばならない。そうした制度変革の道は、これまでのわが国の制度設計のパラダイムを踏襲することでも、アメリカの挑戦的な制度設計の思想をそのままわが国に導入することでもない。それは、わが国の会計制度を構成する2つ(税法の系を除けば)のサブシステム間の関係性を、本論文で提唱した「弱均衡シナリオ」に基づいてインテグレートすることによって「第3の道」を確立することである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 会計制度のダイナミズム

審査員 安藤 英 義
新田 忠 誓
廣本 敏 郎

I

『会計制度のダイナミズム』と題する伊藤邦雄氏の学位請求論文は、会計原則と会社法・商法の相互関係について、アメリカの過去・現在をベースにして日本の未来を論じたものである。

伊藤氏は、アメリカ株式会社会計制度の史的構造の研究を出発点として、会社法改正などの時機に合わせて会計原則と会社法の関係について論文を発表してきた。本論文は、これらの論文を再構成した上で、国際会計基準への対応やデリバティブ取引等の会計基準をめぐる揺れている日本における会計原則と商法の関係の今後のあり方について提言を行っている。

本論文は3部から構成される。すなわち、会計と法の接点であるアメリカにおける会社法配当計算規定の歴史的展開を扱った第1部、アメリカにおける会社法と会

計原則の相互作用や均衡関係の進展を扱った第2部、および日本における会計原則と商法の関係の今後の変化を扱った第3部である。そしてこれらの3部は、伊藤氏のいうダイナミズム—会計制度を構成するいくつかの要素の間の相互作用や相互連携における変化—の概念で整理されて、各部には螺旋型ダイナミズム（第1部）、共進化ダイナミズム（第2部）および弱均衡ダイナミズム（第3部）という標度が付されている。なお、本論文の組み上がり総頁数は600頁を超え、各部が約200頁の分量となっている。

II

本論文の第1部では、アメリカにおける株式会社の配当規制の諸類型を概観したのち、18世紀から最近までの配当計算規定の展開を論じている。その主な内容は次のとおりである。18世紀の会社特許状の配当規制における利益基準と資本減損禁止基準の併存、1824年のいわゆる信託基金原理による資本維持原則の判決、その後の19世紀における用語の不統一による配当法の混乱、20世紀初頭における弾力的配当計算規定の登場と払込剰余金の配当可能性をめぐる諸判例、配当計算における資産評価原則（以上第1章）、1920年代から30年代にかけての資本剰余金概念の導入による利益剰余金基準の配当規制の確立、1950年模範事業会社法における利益剰余金基準の精緻化（第2章）、1977年カリフォルニア会社法における留保利益（利益剰余金）基準と財政状態基準の選択的適用、1980年模範事業会社法における支払不能基準と財政状態基準の選択的適用（すなわち利益剰余金基準の廃止）（第3章）。

このような配当計算規定の展開を詳述したのち、伊藤氏はダイナミズムの視点から、第1部のまとめを行っている。会社法の配当計算規定の変遷は、債権者を含む利害関係者の保護、この保護を実現するための配当規制、そして配当規制を支える「資本と利益の区別」という会計原則の3つの構成要素の関係における変化であった。19世紀には債権者保護から資本維持のための配当規制が行われたが、会計原則は欠けていた。20世紀に入ると経営者の保護（利便性）から弾力的配当規制が登場し、配当規制が資本と期間利益の区別の会計原則を必要とした。1920年代には資本剰余金概念（払込資本と留保利益の区別の会計原則）が会社法に導入されたが、それは配当規制には生かされなかった。1930年代には経営者保護への偏向が

矯正されて利益剰余金基準の配当規制が採られ、それは払込資本と留保利益の区別の会計原則と結びついた。1950年模範事業会社法では、会計原則に基づく資本剰余金概念のより正しい理解から利益剰余金基準の配当規制を精緻化し、その結果、債権者、株主および経営者の利害のバランスのとれた調整がはかられた。ところが、1977年カリフォルニア会社法および1980年模範事業会社法では、債権者保護の実効性への反省から、財政状態基準が選択的に導入され、この基準は「資本と利益の区別」の会計原則との結びつきはなくなる代わりに資産評価の会計原則と結びついた。

このように利害関係者保護、配当規制および会計原則の3つの構成要素は互いに、ある要素の変化が他の要素の変化を牽引するという形で、有機的に関連しながらその内容を発展させてきた。その発展形態は、3つの要素を3軸に見立てた空間において、直線的に発展したのではなく、螺旋型を描いての発展であったとして、伊藤氏はこれを螺旋型ダイナミズムと称する。

III

第2部では、アメリカ会社法における資本取引ないし資本金の諸領域について、会社法と会計原則の相互作用や均衡関係の進展を論じている。その具体的な領域は、自己株式会計、企業結合会計、準更生会計および減資会計である。

自己株式会計では、自己株式の本質ないし貸借対照表表示法に関して資産説、資本相殺説、純資産控除説および(利益)剰余金控除説があったが、1930年代に会社法に最初に取り入れられたのは(利益)剰余金控除説であったこと、そののち(利益)剰余金控除説と資本相殺説との論争を経て純資産控除=(利益)剰余金拘束説が登場し、この説は1950年代には通説として確立し模範事業会社法に結実したこと、ところが1977年カリフォルニア会社法および1980年模範事業会社法では自己株式という概念が消滅し、自己株式会計は減資会計に吸収されたことが述べられている(第4章)。

企業結合会計では、1920年代に合併の会計処理法の通説である資本拠出説に対して企業承継説が出され、1930年代には両説折衷の二元論も見られたが、当時の会社法合併会計規定の解釈をめぐって資本拠出説と企業承継説の対立があったこと、1940年代から50年代にかけて会社合併(企業結合)の実態に応じて2つの異なる

会計処理法（買収法と持分プーリング法）を使い分ける二元論が登場し会計原則として確立したこと、1960年代には実務における持分プーリング法の濫用への批判から持分プーリング会計否定論が台頭したこと、一方で会社法は二元論の会計原則との乖離を埋めるために改正を行ったことなどが述べられている（第5章）。

準更生会計では、準更生の歴史的背景と本論文における準更生の概念（欠損金の填補と資産評価額の切下げによる法手続外の会社再建）について述べたのち、1930年代から40年代にかけて準更生会計が生成し確立したこと、準更生手続の個別問題として、資産評価切下げ額の償却財源の問題（資本剰余金か利益剰余金か）、準更生後に生じた利益剰余金に発効日を記載する期間の問題、および準更生手続に株主の承認が含まれる理由についての検討、資本と利益の区別の会計原則と払込剰余金による欠損填補に際しての株主承認の要否論争についての検討、1930年代から登場した会社法の欠損填補規定と会計原則との対立についての検討、1950年代から60年代にかけて会社法は会計原則との対立を解消するための改正を行ったことが述べられている（第6章）。

減資会計では、本論文における発行持分説の意味（株式種類別の払込価額主義）および主体持分説の意味（全株式一体の額面価額主義）、発行持分説の系譜と特徴（資本金と払込剰余金を同質視する会計原則の立場）と主体持分説の系譜と特徴（会計原則に対する会社法の優位性の立場）、1940年代に始まった減資会計論争（発行持分説と主体持分説の対立）の由来と論争における具体的な対立点（実際の配慮の存否、資本取引概念との整合性の有無など）について論じている（第7章）。

これら資本会計の諸領域における会社法と会計原則の相互の発展関係について、伊藤氏は次のように第2部をまとめている。会社法と会計原則の相互作用として、一方で会社法の規定が会計原則の形成を誘発する場合（会計原則誘発パターン）と既存の会計原則を純化する場合（会計原則純化パターン）とがあり、他方で会計原則が会社法に取り込まれる場合（取込融合プロセス）と会計原則と会社法の対立関係がそれぞれの変化によって調和化する場合（統合進化プロセス）とがある。これを上述の各領域についていえば、自己資本会計は会計原則純化パターンおよび統合進化プロセス、企業結合会計は会計原則誘発パターンおよび取込融合プロセス、準更生会計は会計原則純化パターンおよび取込融合プロセス、減資会計は会計原則誘発パターンおよび統合進化プロセスによる発展とされる。そして、全体としてい

ることは、会社法と会計原則との相互作用の過程は一元的融合化という基本的方向であり、両者は調和点に向けて共に進化してきたとして、伊藤氏はこれを共進化ダイナミズムと称する。

IV

第3部では、国際会計基準に対する日本の制度的な対応策を含めて、日本における会計原則と商法の関係の今後のあり方について論じている。その際、有価証券の時価評価、連結財務諸表と配当規制、会計原則と経済的影響学派、年金会計と会計利益の脆弱化、および財務制限条項と会計政策といった5つの具体的な問題領域が取り上げられている。

有価証券の時価評価の方向を含む国際会計基準(IAS)に関して、IASのこれまでの経緯と今後の見通し、IASを中心とした会計原則の国際的調和化の予想されるシナリオ、IASに対するSEC・FASBの政治的影響について述べたのち、時価評価の本題に入り、IAS公開草案40号および48号において短期保有の有価証券の時価(公正価値)評価が強制されていたこと、アメリカ(FAS 115号)ではすでにそうなっていることなどから、今後IASが短期保有の有価証券の時価評価を要求する可能性が高いという。そして、時価評価の会計理論的な論拠に触れたのち、有価証券の時価評価に対する日本の制度効率的な対応策について次のように述べる。

日本の会計制度はこれまで、商法と証券取引法が緊密な関係を保ち、債権者保護を目的として分配可能利益を重視する商法と、投資家保護を目的として業績尺度利益を重視する証券取引法とが、バランスを取りながら基本的に1つの会計利益(一元的解としての会計利益)によって均衡をはかってきた。しかし、有価証券の時価評価に対しては、評価益の分配可能性の問題や短期保有という目的決定に係る経営者の恣意性の問題から、もはや一元的解としての会計利益で均衡をはかるのではなく、会計利益を二元的解として位置付け、商法と証券取引法の弱い均衡をはかるべきである。すなわち、証券取引法系列の会計基準では短期保有有価証券の時価評価して評価益は当期の利益に含めるが、商法の配当可能利益からは評価益は未実現利益として除外すべきであるという(第8章)。

アメリカにおいて連結財務諸表と配当規制との関係の問題は、子会社取得日の子会社利益剰余金が連結利益剰余金を構成するか否かの問題から出発する。当初の会

計原則はこれを否定していたが、1950年代に持分プーリングと見なされる企業結合の場合にはこれを肯定するというように会計原則が変更された。この会計原則の変化に対応して1960年代に会社法の改正が行われ、連結利益剰余金からの配当を許容する会社法も現れた。これと同じ効果は個別財務諸表で持分法を適用しても得られるのであるが、1970年代になって会計原則はその適用を強制した。ここに連結利益と個別利益の距離は短縮したのであるが、1977年カリフォルニア会社法などは財務報告の実態に合わせて連結財務諸表による配当規制を定めた。このようなアメリカの動向と連結利益剰余金の配当原資適格性の検討などから、伊藤氏は、日本に連結配当制度を導入する場合には、連結利益剰余金の一部を配当不能利益剰余金とするなどして、会計原則（証券取引法）と商法の弱い均衡をはかられるのがよいとする（第9章）。

会計原則の目的観について、従来の経済的事実描写説および意思決定有用説に対して最近では経済的影響学派が支持を得つつある。会計原則の経済的影響は情報の利用者（受け手）以外に作成者（送り手）にも及び、送り手の行動は送り出すべき会計情報によって影響を受ける。会計原則には設定の段階と一般的承認の段階とがあるとして、経済的影響の考慮は一般的承認の段階においてのみとする立場（非リンク説）と設定および一般的承認の両段階においてとする立場（リンク説）とがあり、FASBは非リンク説のようである。このようなアメリカの状況から、伊藤氏は、早晩日本でも非リンク説的な会計原則設定の指導原理に移行せざるを得ないであろうと予想し、そうなった場合に会計原則と商法は、両者の目的・視点の違いから、弱均衡化が示唆されるとする（第10章）。

年金会計では他の会計領域には見られない予測要因（年金数理仮定）が介在し、予測の如何によって年金負債・年金費用の額したがって会計利益は大きく変動する。こうした性格を持つに至った会計利益は今の配当規制では債権者保護を脆くするので、伊藤氏是对策として、年金負債などを何らかの形で配当規制に組み込んで、会計利益（会計原則）と配当規制（商法）の弱均衡化をはかる必要があるとする（第11章）。

会計原則の下で個々の企業は一定の自由度を有しているので、経営者は会計変数の戦略的な制御（会計政策）を行う。会計政策には会計情報そのものを制御する場合（情報的会計政策）と会社の分配可能限度額を制御する場合（分配的会計政策）

とがあり、実証研究によれば、情動的会計政策は株式市場において見透かされ易くその効果に疑問があるが、分配的会計政策は配当規制および(社債発行契約等における)財務制限条項との関係で効果的に行われているようである。それに対抗するかのよう、アメリカの財務制限条項は会計原則とは異なる保守的な会計手続を指示する場合があります、会計原則に依拠する会社法の配当規制に一部代替している。日本の財務制限条項は会計原則に依拠しており、その限りで商法の配当規制に代替していないので、分配的会計政策が債権者保護を脆くする危険性がある。伊藤氏は、それを防ぐためにも会計原則と商法(および財務制限条項)の弱均衡化が必要であるとする(第12章)。

第3部の結論として伊藤氏は次のように述べる。日本の会計制度は、会計原則と商法の関係について、これまでの強均衡型から両者をルースに連結する弱均衡型に移行すべきである。弱均衡型会計制度を成立させるには、会計利益と配当可能利益を分離する方式を含む二元的解アプローチの他に、財務諸表の補足情報を配当規制に組み込む情動的配当規制アプローチがある。これらのアプローチは、原価主義対時価主義といった対立図式から会計制度を漸進的に解放するなどの副次的効果をもたらす。アメリカの部分効率性(最適性)優先の会計制度と違い、日本の全体効率優先主義の会計制度は硬直的でさまざまな問題を抱えており、日本の会計制度は弱均衡ダイナミズムの道を探らねばならないとする。

V

以上が本論文の概要である。以下に本論文の特徴および評価を述べる。

アメリカにおける会計原則と会社法の関係について、本論文のように広範かつ詳細に論じた研究はこれまで見たことがない。時間的な守備範囲は1800年頃から現在までの約200年間にわたり、会計原則と会社法に関する重要な事項はほぼ網羅されている。しかも本論文は単なる制度史に終わらず、日本における制度改革にまで論及している。

本論文の第1部と第2部はアメリカの制度史論であり、伊藤氏の博士課程単位修得論文が素材となっている。第3部は日本の制度改革論であり、同氏の比較的最近の論文が素材となっている。時間的および空間的に距離のあるこの2つの部分を、同氏はダイナミズムという概念を用いて繋いでいる。すなわち、「似て非なる」ア

メリカの制度に見られたダイナミズムをヒントにして日本の会計制度の改革を論じており、同氏の試みは成功しているといえる。

第3部における制度改革論は時宜を得ており、提言の内容は時勢にかなうものである。平成8年6月に銀行法および証券取引法の一部改正があり、商法の特例として、所定の金融機関および証券会社における有価証券等の時価評価と配当可能利益からの評価純益の控除が定められたが、ここでは二元的解アプローチがとられている。

伊藤氏の提言の仕方は単線型ではなくて複線型である。幾つかの選択肢を提示しているが、それらはアメリカを参考にしつつも同氏のアイデアに基づくと思われるものが少なくない。しかし、いずれの選択肢にも、同氏のバランス感覚に基づく慎重な態度が見て取れる。この慎重さは、同氏が制度史を踏まえていることに加え、最近のバブル崩壊の経験からも来ていると思われる。

このような優れた特徴をもつ本論文にも、しかし指摘すべき問題点がある。

文章にカタカナおよび伊藤氏の造語が多く、このことが読む者にかなりの負担となり、時には警戒感を抱かせる。当審査要旨では、これらの用語は極力避けざるを得なかった。

内容の面では次のような物足りない点が挙げられる。第1に、1980年模範事業会社法における資本維持原則の撤廃を伊藤氏は軽く見ていることである(173頁等)。同原則の撤廃は企業維持の理念の欠落を意味し、このことは最近の会計原則(SFAC)におけるゴーイング・コンサーンの概念および保守主義の原則の脱落と符合する。そうだとすれば、これは同氏のいう共進化ダイナミズムの最近における好例と位置付けられるはずである。

第2に、伊藤氏の提言するように二元的解アプローチを新しい会計の諸領域で採用した場合、配当可能利益の計算は全体として非常に複雑なものになるという問題がある。すなわち、部分効率性(最適性)を全体効率性とどのようにバランスさせるかという問題が残されている。

加えて、いくつか細かい点について伊藤氏の認識不足ないし思い込みが指摘できる。たとえば、IASCの概念フレームワークはFASBのそれと「酷似している」(438頁)というが、これには異論がある。

なお、本論文は上にも述べたように伊藤氏のこれまでの論文を素材にしているが、

そのことへの言及がない。巻末の文献目録で初出論文に言及すべきであろう。

しかしながらこれらの問題点は、本論文の長所を損なうものではなく、伊藤氏の更なる研究で克服が可能である。とにかく本論文は、内容の豊富さにおいて優れており、会計制度に関心を寄せる学界に寄与するところ大である。

よって、審査員一同は、所定の試験の結果も併せ考慮して、伊藤氏が一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。

平成8年11月2日